

「困難な問題を抱える女性」に対する広報啓発業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

「困難な問題を抱える女性」に対する広報啓発業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

本市では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）」をふまえ、令和6年3月に策定した本市基本計画に基づき、すべての人の人権擁護と男女平等の理念のもと、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会の実現をめざし、「日常生活又は社会生活上において困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性）（以下、「困難女性」という。）」への最適な支援を早期からとぎれなく包括的に受けられる体制整備の一環として、令和6年8月より、女性相談支援員による困難女性への支援を実施している。

本事業は、本市がめざす「すべての人の人権擁護と男女平等の理念のもと、だれもが安心かつ自立して暮らせる社会」実現のため、相談に至っていない潜在的な困難女性へのアプローチに軸を置き、多くの対象者に女性相談窓口等に関する情報が届くよう、動画及びポスターの制作並びに動画配信等を委託し、効果的な広報啓発を実施するものである。

企画提案にあたっては、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年3月29日厚生労働省告示）」及び「大阪市 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000621932.html>）」を必読し、本市の女性支援施策に関する基本的な考え方や困難女性の特性を充分理解したうえで、各業務の連携等、事業全体で効果が最大化できるように考慮すること。

困難女性は、DVや虐待等の経験が背景にあることで、自尊心が欠如している場合も多く、自身の抱える困難な問題に気付きにくい、また、なかなか相談する勇気を持ちにくいという特徴がある。したがって、動画及びポスターについては、自力では相談にたどり着くことが難しい方を相談につなげる後押しとなるものを工夫して制作する必要がある。併せて、困難女性の身近な人々や広く社会に向けた啓発も必要である。さらに、見る者の2次被害を助長するような内容とならないよう留意しなければならない。

なお、動画及びポスターについては、令和7年度以降についても本市にて活用を予定していることから、継続的に使用できるものである必要がある。

【主な業務内容】

- ① 計画書の作成
- ② 動画及びポスターの制作
- ③ 動画配信
- ④ 広報効果の検証・分析

(2) 業務内容

業務内容の詳細については別添仕様書のとおりとする。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 4, 3 8 5, 0 0 0 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

(5) 履行場所

大阪市内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求により支払うこととする。

(3) 契約書案

別添参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	否

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる要件のすべてに該当する者は、公募型プロポーザルに参加することができる。ただし、下記②、③においては、いずれか一方に該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されている者であること。
- ③ 令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていない者については、令和 7 年 4 月 1 日現在、引き続いて 1 年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近 2 箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑤ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

- ⑥ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ⑦ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- ⑧ 共同体にあたっては、さらに以下の要件を満たすこと。
- ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 応募申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は、認めない。
 - ウ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 申請書の提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。
 - キ それぞれの構成員が上記①～⑦の要件を全て満たすこと。ただし、上記②、③についてはいずれか一方を満たすこと。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和7年5月28日（水）
・ 質問受付締切	令和7年6月6日（金）
・ 質問回答	令和7年6月12日（木）
・ 参加申出関係書類の提出期限	令和7年6月19日（木）
・ 参加資格決定通知	令和7年6月26日（木）
・ 企画提案書の提出期限	令和7年7月4日（金）
・ プレゼンテーション	令和7年7月中旬

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

令和7年6月6日（金）までの土日を除く、午前9時から午後5時30分の間とする。締切以降の質問については受け付けない。

イ 提出方法

質問は、「質問票」（別紙1）中の質問事項欄に記入のうえ、「8 その他」の(2)まで持参またはメール（ca0012@city.osaka.lg.jp）、FAX（06-6202-7073）にて提出すること。ただし、FAXで提出する場合は、確認の連絡をすること。

ウ 回答

令和7年6月12日（木）までに大阪市ホームページにて回答する。

(2) 参加申請手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「申出者」という。）は、令和7年6月19日（木）までの土日祝を除く、午前9時から午後5時30分の間、次の書類を「8 その他」の(2)に提出し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

なお、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されている者については、下記②～⑤、⑦、⑧を省略できるものとする。

① 公募型プロポーザル参加申出書（別紙2）

② 登記事項証明書（現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可。提出前3箇月以内に発

行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可）（任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）

- ③ 印鑑証明書（提出日前 3 箇月以内に発行：写し不可）
- ④ 使用印鑑届（別紙 3）
- ⑤ 申請内容確認書（実印押印 要）（別紙 4）
- ⑥ 団体目的等についての誓約書（別紙 5）
- ⑦ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前 3 箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その 3、その 3 の 2、その 3 の 3、その 1 のいずれかの様式で提出すること。様式その 1 により提出する場合は、直近 2 箇年分の納税が確認できること。）。ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑧ 直近 2 箇年の市町村民税並びに固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前 3 箇月以内に発行されたもの：写し可）。ただし、営業が 2 年未満の者もしくは非課税で本証明書が 2 箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ⑨ 委任状（共同体での申請の場合のみ）（別紙 6）
- ⑩ 協定書（共同体での申請の場合のみ）（様式自由）

※共同体での参加の場合、上記②～⑨は各構成員分提出すること。

(3) 参加資格決定通知

審査の結果、参加資格があると認められた申出者（以下「参加者」という。）に対しては、令和 7 年 6 月 26 日（木）付で参加資格決定通知書を交付する。

参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書及び応募金額提案書の提出

企画提案書（様式 1）及び応募金額提案書（様式 2）については、次の要領で作成し、正本 1 部、副本 8 部を提出すること。提出する提案は 1 案とする（複数の提案は認めない。）。

- ・ 正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの
- ・ 副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

- 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。

ア 企画提案書のアピールポイント

企画内容の全体構成など、企画内容のアピールポイントを記載すること。

イ 企画提案の内容

1 動画及びポスターの制作

①動画制作（15 秒または 30 秒×1 種類、提案秒数×1 種類）

提案事項	提案を求める内容
動画の概要	本市の女性支援施策に関する基本的な考え方や困難女性の特性を十分理解したうえで、各業務の連携等、事業全体で効果が最大化できるように考慮し、下記ア～ウを必須とした、各動画の時間・構成等について提案すること。 また、自力では相談にたどり着くことが難しい方を相談につなげる後押しとなるよう、例えば著名人の起用など、活用する技術や手法、工夫について提案すること。 なお、下記アで示す「困難女性」については、祖父母や父母、兄弟姉妹等からの暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、

	子どもを利用した暴力を含む）により家庭内に居場所がなく、自立に向けた支援が必要な女性を指す。 ア 困難女性（特に若年女性）に対し、自身が抱えている問題への気づきを促し、相談につなげる。また、これまで自身の周りにいる困難女性の存在に無関心であった層に対し、困難女性への支援の必要性を認識させることについても意識すること。 イ クレオ大阪女性総合相談センターと女性相談支援員の違いを明確にするとともに、両者の認知度を向上させる。（参考：チラシ） ウ 本市ホームページ（大阪市女性のつながりサポート相談室 https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu060/tsunagarisupport/）に誘導する。 提案にあたっては、制作する動画のクオリティが分かるよう、過去に制作した動画のサンプル等がある場合はその提示についても併せて行うこと。
--	---

②ポスター制作（B2 縦サイズ1種類）

提案事項	提案を求める内容
ポスターの概要	本市の女性支援施策に関する基本的な考え方や困難女性の特性を十分理解したうえで、各業務の連携等、事業全体で効果が最大化できるように考慮し、下記ア～ウを必須とした、ポスターのキャッチコピーやデザインイメージ等について提案すること。 また、自力では相談にたどり着くことが難しい方を相談につなげる後押しとなるよう、例えば著名人の起用など、活用する技術や手法、工夫について提案すること。 なお、下記アで示す「困難女性」については、祖父母や父母、兄弟姉妹等からの暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力を含む）により家庭内に居場所がなく、自立に向けた支援が必要な女性を指す。 ア 困難女性（特に若年女性）に対し、自身が抱えている問題への気づきを促し、相談につなげる。また、これまで自身の周りにいる困難女性の存在に無関心であった層に対し、困難女性への支援の必要性を認識させることについても意識すること。 イ クレオ大阪女性総合相談センターと女性相談支援員の違いを明確にするとともに、両者の認知度を向上させる。（参考：チラシ） ウ 本市ホームページ（大阪市女性のつながりサポート相談室 https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu060/tsunagarisupport/）に誘導する。 提案にあたっては、制作する動画のクオリティが分かるよう、過去に制作した動画のサンプル等がある場合はその提示についても併せて行うこと。

2 動画配信

提案事項	提案を求める内容
配信方法 ・ 媒体 ・ 広告形態 ・ 配信時期 ・ 配信期間	下記A及びBそれぞれについて提案すること。なお、本市が無料で利用できるものは提案対象とならない。 提案の際は、提案内容の根拠となる数値等についても併せて示すこと。 Web広告に関しては、Google、Yahoo、SNS等のインターネット広告媒体を通してアクセスするユニークユーザーの目標値を提案すること。 なお、下記Aで示す「困難女性」については、祖父母や父母、兄弟姉妹等からの暴力（身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを利用した暴力を含む）により家庭内に居場所がなく、自立に向けた支援が必要な女性を指す。 A 困難女性（特に若年女性）本人に確実に届く配信方法 B 多くの人の目に触れる配信方法

3 広報効果の検証・分析

提案事項	提案を求める内容
効果測定の方法	効果検証の手法や考え方について提案すること。

4 その他（事業管理体制）

提案事項	提案を求める内容
事業の実施体制	1～3までの各事業の実施体制について、記載すること。
事業の実施スケジュール	1～3までの各事業について、実施スケジュールを提案すること。
事業者の強み	1～3までの各事業について提案事業者の強み（類似の事業実績・経験、事業遂行能力等を有するスタッフの有無など）を記載すること。

- 受付期間は、指名通知後から令和7年7月4日（金）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。
- 提出場所は「8 その他」の(2)に同じ。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 理解度及び効果性（50点）

- ・ 本事業の目的を理解した提案となっているか。（15点）
- ・ 倫理的に配慮された提案となっているか。（15点）

- ・提案された情報発信ツールは効果的か。(10点)
- ・提案された事業内容が分かりやすいものとなっているか。(10点)

イ 遂行力 (20点)

- ・業務を確実に遂行できる運営基盤のある組織体制か。(10点)
- ・スケジュールが実施可能なものであるか。(10点)

ウ 積算の妥当性 (10点)

- ・経費積算の妥当性 (10点)

エ 類似業務の実績 (20点)

- ・事業実施に必要な広報実績やノウハウを持っているか。(10点)
- ・事業実施に必要な女性支援の実績やノウハウを持っているか。(10点)

(2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、「困難な問題を抱える女性」に対する広報啓発業務委託事業者選定会議で行い、点数の高い事業者を選定する。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数の場合は、(1)選定基準のうち、「ア 理解度及び効果性 (50点)」の得点が高い方に決定する。選定に要する最低点は平均60点とし、最低点に満たなかった場合は、評価点が最も高い参加者であっても、その参加者の提案は採用しないものとする。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ プレゼンテーションの日は、事前に参加者へ連絡する。
- ④ プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。
- ⑤ プレゼンテーション時の追加資料は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションは、企画提案書をもとに口頭にて説明を行うこと。なお、説明時にパワーポイントは使用できない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「8その他」の(2)の問い合わせ先に提出することにより、審査結果の内容について説明を求めることができる。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦ 本業務の履行にあたっては、仕様書に記載された内容を遵守し、提案した内容を誠実に履行すること。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課
TEL 06-6208-9156 FAX 06-6202-7073

ひとりで

悩んでいませんか？

大阪市には
女性のための相談先があります。

あなたの悩みを
専門の相談員がお聞きします。

▶ 詳しくはこちら



しんどい気持ちを
聞いて欲しいときは

サポートが必要なときは
(関係機関への同行、緊急避難、自立支援等)
【対象: 性的な被害や親族間暴力など女性が
陥りやすい様々な困難を抱える方】

クレオ大阪 女性総合相談センター

☎ 06-6770-7700

相
談
時
間

火～土 10:00～20:30
日・祝 10:00～16:00

（月曜日（祝休日を除く）、
祝休日の翌日（日・休日を除く）
12月29日～翌年1月3日は休み）

大阪市 女性相談支援員

☎ 06-6208-7289

相
談
時
間

月～金 9:00～17:00

（土日祝、
12月29日～翌年1月3日は休み）